

感染症（新型コロナウイルス感染症）による出席停止と届出書の提出について

新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、本人の健康回復と他への感染防止のため、必ず医師の指示に従い休養してください。この期間については、出席停止となります。

なお、登所できるようになりましたら保護者の方が下記の用紙を記入し提出してください。

※医師の証明書は不要です。

出席停止期間及び登所可能日について

発症した日を0日とし5日を経過し、かつ解熱した日を0日とし1日を経過するまで。

そのため、最短でも5日間は登所できません。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
発症 (発熱当日)	発熱期間	解熱しても まだ登所できません				登所可能			

き り と り

玉城町立保育所

感染症（新型コロナウイルス感染症）届出書

保育所様

組 児童名

【医師の指示による療養期間】 年 月 日 ～ 年 月 日まで

【受診した医療機関名】

年 月 日

保護者名

印